

東浦町環境審議会 会議録

会議の名称	令和２年度第２回東浦町環境審議会	
開催日時	令和２年10月16日（金）午前10時～午前11時55分	
開催場所	東浦町役場 ３階 合同委員会室	
出席者	委員	三浦 雄二（東浦町議会経済建設委員会委員長） 水野 博隆（森岡地区コミュニティ推進協議会会長） 戸田 重雄（東浦町農業委員会会長） 関 浩二（東浦町商工会会長） 小林 幸子（卯の花くらしの会運営委員長） 山下 琢司（株式会社豊田自動織機刈谷工場） 野田 雅代（東浦町教育委員会教育長職務代理者） 藤井 敏夫（元愛知県環境部長） 木村 滋（公募） 祖山 薫（公募）
	事務局	平林 光彦（生活経済部長） 新美 英二（環境課長） 竹内 美登（課長補佐兼環境保全係長） 久野 貴士（環境衛生係長） 水野 恭志（環境保全係主査） 片山 皓平（環境衛生係主事）
欠席者	委員	山茂 かほり（東浦町石浜西保育園保護者の会会長） 鈴木 春美（あいち知多農業協同組合女性部東浦地域部長） 園谷 益男（イオンモール株式会社イオンモール東浦） 児玉 吉史（カリモク家具株式会社）
議 事	議事１ あいさつ 議事２ 議題 （１）東浦町の環境を守る基本計画（令和３年度～令和12年度）（案）について （２）東浦町一般廃棄物処理基本計画（令和３年度～令和12年度）（案）について 議事３ その他	
傍聴者数	１名	
備 考		

環境課長：あいさつ

会議の公開の確認

傍聴者人数の確認（傍聴者 1 名）

会議録作成のための録音ならびに写真撮影の了承

生活経済部長：あいさつ

環境審議会の出席に謝辞を述べる。

コロナ禍も落ち着きつつあるが、一方で、飲食店を支援するため町内の方向けにクーポンの発行を行っている。ぜひ活用していただきたい。

本日は、第 1 回環境審議会で骨子案をお示しした、「東浦町の環境を守る基本計画」並びに「東浦町一般廃棄物処理基本計画」についてお諮りしたい。

ご審議のほど、よろしく願います。

会 長：あいさつ

委員の皆様には、withコロナの中、それぞれ仕事や生活のスタイルを変更せざるを得ない状況下で、環境審議会にご出席いただき感謝する。

先日、NHKのクローズアップ現代で、「社会を動かす！女性たちの“ライフスタイルチェンジ”というテーマでファッションビル大手の丸井が取り上げられていた。大量生産・大量消費から決別し、サステナビリティ（持続可能性）をキーワードに新たな取り組みを展開している。

コロナ禍の先が見えない不安、毎年のように引き起こる異常気象の脅威などに立ち向かうためには、企業や地域、個人が社会の変革に取り組んでいくことが求められている。

我々が幸せ、利便性を求め、企業が生産性を高め利益を求めることは当然のことである。

多様化、複雑化する環境問題の中には、当時は分からなかった原因も分かるようになってきた。

委員の皆様には、東浦町のめざす環境の将来像を見据え、活発な議論をお願いしたい。

環境課長：〔資料の確認〕

〔新たな委員の紹介については、名簿・配席図に代えること〕

〔欠席委員の報告〕

〔環境審議会の成立の確認（出席委員10名）〕

以降の議事の取り回しを会長に願います。

会 長： 次第２の議題（１）について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 本日の環境審議会では、第３次東浦町の環境を守る基本計画（案）について審議し、意見等を反映後、12月15日（火）から1月14日（木）までのパブリック・コメントで公表する。審議後の内容を確認し、誤字や表現方法等を整え、パブリック・コメントに望みたいと思う。

まず、第３次環境基本計画（案）の訂正をお願いします。p 6の「計画の期間」の中間年度が令和８年度（2026年度）となっているが、正しくは令和７年度（2025年度）に訂正する。続いて、p 37の「１－１エネルギーを節約する」の「これまでの取り組みと課題」部分の「取り組み」を、漢字表記の「取組」に訂正する。p 37からp 62に出てくる「これまでの取り組みと課題」についても漢字表記の「取組」とする。

次に、前回の環境審議会での説明と変更した箇所について説明する。p 18の「これまでの社会動向と長期的視点」について、前回の説明では、これまでの社会動向と今後10年間の社会の変化を記載する予定であったが、今後の10年間の社会の変化を長期的視点として整理した。続いて、p 20の「東浦町における環境に関する課題」は、10年後に向けた社会環境について整理する予定であったが、内容が重複するため、p 18の「これまでの社会動向と長期的視点」にまとめた。

次に、前回の環境審議会での委員からの意見等について、その対応を報告する。p 28の東浦町が目指す環境の将来像については、事務局に一任することになっていたので、その将来像を「未来への責任 環境を大切にすまちは ひがしうら」とした。未来への責任とは、次世代を担う子どもたちに、良好な環境を引き継ぐことを、私たちの責任であると強い気持ちで環境基本計画を進めて行きたいとの思いである。続いて、p 74の「成果指標一覧」の最終年度の目標値について、方向性だけでなく可能な限り数値化をとの意見により、再度見直しを行い、可能な限り数値化に努めた。また、生物多様性に向けた先進的な取組をとの意見については、p 41の基本目標２東浦の自然と生き物を大切にするまちづくりの中に取組を記載した。

続いて、第３次環境基本計画（案）の第５章「東浦町の環境を守る基本施策」について説明する。第３次環境基本計画（案）では、目指す環境の将来像の実現に向けて、５つの基本目標を設定した。それぞれの目標には、達成状況を評価するための成果指標と目標達成するための個別施策や町の取組、協働における役割を設定した。

36 ページの基本目標 1 は、「エネルギーを節約し、地球温暖化防止に貢献するまちづくり」を目標とし、二酸化炭素の年間排出量、東浦町役場の年間電力消費量、公共交通「う・ら・ら」の年間利用者数の 3 項目を成果指標に設定した。二酸化炭素の年間排出量の目標は、「東浦町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の二酸化炭素の削減量と同じ目標として、平成 25 年度比を基準として令和 12 年度に 26%削減した数値を設定した。個別施策としては、エネルギーの節約、再生可能エネルギーの活用、気候変動による適応策の 3 つを設定し、目標の達成を目指す。また、町の取組については、家庭や事業所などに省エネルギーの普及啓発、東浦町役場の事業所としての地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進、再生可能エネルギーの活用や促進、気候変動による熱中症予防の普及や豪雨、土砂災害への防災対策の推進などを行う。

続いて、p 41 の基本目標 2 は、東浦の自然と生き物を大切にするまちづくりを目標とし、住民 1 人あたりの公園面積を始め 7 項目の成果指標を設定した。上から 2 つ目の「自然観察会において確認される指標種の種数」については、愛知県が作成した「みんなで調べよう！あいちの生物多様性」に掲載されている計 100 種の指標種の中で、東浦町で開催した自然観察会にて確認された生物を目標値とした。なお、この冊子には外来生物も記載されているが、外来生物を除いた計 87 種の中から目標値を設定した。個別施策としては、緑や水辺の自然地を守る、地域の生態系を保全する、生活の中で自然・文化を活かすの 3 つを設定し、目標の達成を目指す。また、町の取組として、公共施設の緑化を始め、住宅地や民有地の緑化の促進、外来種対策の強化、里山の保全活動の促進、歴史・文化遺産・伝統行事の継承などを行う。

この基本目標 2 では、生物多様性基本法第 13 条に基づく「生物多様性地域戦略」と位置づけて、第 3 次環境基本計画と統合して「東浦町生物多様性地域戦略」を策定する。p 42 の東浦町生物多様性地域戦略とは、町内の生物多様性の保全や持続可能な利用に関する基本的な取組を定め、計画区域を東浦町内全域対象とし、戦略の目標を基本目標 2 の「東浦の自然と生き物を大切にするまちづくり」とする。戦略の推進方法として、住民、事業者、行政の他に活動団体として知多半島生態系ネットワーク協議会や知多自然観察会などの知多半島全域で活動している団体とも連携しながら、計画を進める。

続いて、p 48 の基本目標 3 は、ものを大切にしてごみを出さないまちづくりを目標とし、住民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量、家庭系ごみにおけるリサイクル率、本の年間リユース・リサ

イクル冊数の3項目を成果指標と設定した。住民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量については、国の第4次循環型社会形成推進基本計画の令和7年度の目標値である440g/人・日を下回る429g/人・日を中間目標とし、令和12年度に向けて更なる減量を目指す。個別施策は、ごみを減らす、ものを大切にする、資源化・再使用を推進する、ごみを適正に処理するの3つを設定した。また、町の取組としては、家庭系ごみの減量の普及・啓発とともに事業系のごみの減量の普及・啓発、ごみの分別、周知の徹底、一般廃棄物の適正な収集、運搬の実施などを行う。ごみの減量について、住民と事業者との協働により、更なる削減を目指すため、町として情報の発信や啓発活動、適切なごみ処理を進めていく。

続いて、p53の基本目標4は、みんなで身近な生活環境を守るまちづくりを目標とし、河川BODの環境基準達成率を始め6項目の成果指標を設定した。河川BODの環境基準達成率は、第6次東浦町総合計画にて成果指標として設定されているため、本計画でも成果指標として設定した。また、下から2つ目の不法投棄の発見箇所数は、現計画ではポイ捨てごみも含んだ数を将来目標として設定していたが、冷蔵庫や粗大ごみ、処理困難物などの大型不法投棄の件数を指標と定めた。個別施策は、公害をなくす、まちをきれいにするの2つを設定した。町の取組としては、各環境測定の実施による環境状況の監視や公害防止協定の締結促進、公害防止や環境測定に対する協力要請、地域主体の美化活動、ごみゼロ運動などの促進・支援、不法投棄のパトロール強化などを行う。

続いて、p58の基本目標5は、環境をみんなで学び、取り組むまちづくりを目標とし、自然観察会などの環境関係講座への年間延べ参加者数を始め5項目を成果指標として設定した。基本目標5では、住民や事業者へ環境について学んでもらい実際の環境行動につなげることを目標としている。成果指標は、環境学習等の機会を増やすことや情報の発信に関する項目を成果指標に取り入れた。個別施策は、環境の状況や目標を共有する、環境をみんなで学ぶ、取り組む、環境にやさしい活動や暮らし方を見直すの3つを設定した。町の取組として、環境調査結果等を掲載した「東浦町の環境」の公表やこどもエコクラブ活動の推進、ユネスコスクールの活動支援、環境活動の担い手の育成、環境にやさしいエコライフの紹介などを行う。

次に、第6章の関連計画について説明する。p64の第6章では、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画として第3次環境基本計画と統合して、「東浦町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定する。なお、本実

行計画は、基本目標 1 の「エネルギーを節約し、地球温暖化防止に貢献するまちづくり」を推進するための計画として位置づける。対象とする温室効果ガスは、法律では 7 項目を対象としているが、温室効果ガスの約 93% が二酸化炭素であることや把握が他の物質に比べ容易であるなどの理由により、二酸化炭素のみを対象とする。排出量を算定する分野については、国や県の計画と同じ、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、一般廃棄物の 5 項目を設定した。東浦町の二酸化炭素排出量の状況では、愛知県全体の割合に比べ、家庭部門と運輸部門が多くなっているため、この分野から排出される二酸化炭素を減らすための取り組みを行う。

本実行計画では、基本目標 1 の町の取組だけでなく、基本目標 2 に該当する二酸化炭素の吸収源となる自然や緑を守るや、基本目標 3 に該当するごみの排出量を減らすを主な取組として行う。先ほど、生物多様性地域戦略は、基本目標 2 が該当すると説明したが、この実行計画は、複数の分野に跨るだけでなく、互いに連携が必要となるため、関連計画と別立て計画とした。

次に第 7 章の計画の推進体制について説明する。第 7 章では、基本計画をどのように推進するか記載している。p 71 の計画の進行管理では、環境基本計画に掲げる施策を着実にかつ実効性のあるものとして推進するため、P D C A サイクルにより進行管理を行う。

最後に資料編については、成果指標一覧やアンケート結果の抜粋、条例、用語解説などを掲載している。

会 長：事務局から説明があったが、質問・ご意見はあるか。

委 員： p36 の成果指標について、CO₂ の年間排出量のうち、家庭部門についてはどのように算出しているのか。

また、目標値の設定に際し、将来の産業や人口の動向を踏まえたトレンド推計を行っているのか。

事 務 局： 部門別の CO₂ 排出量については、p66 に推移が記載している。算定方法について、以前は実績を積み上げていたが、現在は愛知県全体の CO₂ の排出量を按分する方法をとっているため、必ずしも厳密な算定ではない。

CO₂ 排出量の目標値設定については、国や県の定める長期的な目標に沿って、長期的な目標である 77 千 t-CO₂ の実現に向けた取り組みを進めるなかで、平成 29 年度比の 9.1% の削減を目指す。

委員： 過去の実績からの推移は分かるが、人口や工場が増えることを仮定した成り行きの数値を出し、そこから削減を検討する必要があると思う。そのような視点は持っているか。

事務局： 東浦町として今後の発展を期待しているが、人口の減少も見通されている。いずれにしても、現在の按分による算定方法であると、東浦町の取り組み状況に関わらず CO₂ 排出量が上下してしまう。そのため、周辺市町との連携も必要であると考えている。

委員： CO₂ 排出量について、町全体として 26% の削減を目指す下にある役場の年間電力消費量の削減については、見栄えが良くない。今後、電力消費における CO₂ 排出の原単位は低くなる。そのことを付記しておいた方が良いのではないか。

一方で、CO₂ 排出量の削減に向けた決定打がないことも事実であり、計画の記載には至らなくてもいいので「一歩前に出た」チャレンジをしていただきたい。具体的には、行動経済学を用いたナッジ（nudge：ヒジで軽く突く）による CO₂ 排出量の削減に向けた普及啓発に取り組むことはできないだろうか。

また、現在の環境省の予算のほとんどが CO₂ 排出量削減に向けたものである。東浦町においても、予算も職員数にも余裕がないことから、コンサルタントなどの民間事業者と連携し、積極的にモデル事業に参加してはどうか。

事務局： 東浦町役場における電力消費量と CO₂ 排出量に関連して、p39 の町の取組にあるように「公共施設における再生可能エネルギーの創出・活用の推進」にあるように公共施設で使用している電気を再生可能エネルギーに切り替えるなど電気消費量はあまり変化がないが、CO₂ の削減は大きく減少しているような取り組みを検討している。

その他、計画への記載については難しいかもしれないが、CO₂ 排出量の削減に向けた普及啓発の方法やモデル事業を含め、積極的に新しい取り組みを検討していきたい。

委員： 再生可能エネルギーについて、町内の一部地域では太陽光発電施設の整備に関連して住民問題になった経緯もあるので、町として太陽光発電を積極的に推進しすぎるのはいかがなものか。

事務局： メガソーラー整備による緑地の減少は避けたい。また、生物多様性の観点からも緑地を保全したいが、森林の管理不足により生態系に影響が出ていることから、開発行為に伴う自然への影響を最小限に抑えつつ、分断された自然を緑地や水辺によってつなげ、生態系のつながりを保全したうえで、太陽光発電も推進していきたいと考えている。

事務局： p39 の町の取り組みとして、「太陽光発電などの再生可能エネルギーの創出の促進」のなかで、「自然や近隣の生活環境に影響を及ぼさない範囲で促進する」としている。

委員： メガソーラー発電については、現場が私の家の前なので、ご指摘いただきありがたい。

前回の審議会で指摘した第3章について、うまくの修正していただいた。

計画（案）は全般的に長期的な視点で地道な取り組みがまとめられているように感じる。しかしその一方で、インパクトに欠けるように感じる。これからの環境を守るため、如何に知恵を出していくかが課題である。

p48 の住民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の成果指標について、この後の議題でもある、「東浦町一般廃棄物処理基本計画（案）」では令和12年度の目標値429g/人・日となっており、令和7年度の目標値と同じ値になっている。

事務局： 現時点では、ごみ袋有料化の際に設定した目標値（429g/人・日）を採用している。今後、実績に応じて見直す予定である。

委員： 環境かわら版で里山保全活動の写真が掲載されているが、竹林化は全町共通の課題である。実は、我々は森林環境税という形で1人年間1,000円を国に納めている。それを国は地方譲与税という形で市町村に戻しているが、その活用については、十分といえないのが現状である。市民活動と連携してこの予算を活用した環境に配慮した取り組みを進めることが求められる。

事務局： 当該予算は都市整備課が所管しており、県産材を活用した木質化事業などに取り組んでいる。

それとは別に、環境課では治山事業として、自然環境学習の森での竹林整備などを進めている。

森林環境税の活用については、今後検討していきたい。

会 長： 続いて、事務局より今後の環境基本計画の予定について説明をお願いします。

事務局： 10月16日（金）に第2回環境審議会を開催し、10月19日（月）に第3次環境基本計画（案）及び環境審議会での意見などについて、行政経営会議で報告する。

11月12日（木）に全員協議会にて町議会議員に計画（案）の報告を行う。12月1日号の広報紙にて計画（案）のパブリック・コメントの実施を案内し、12月15日（火）から1月14日（木）までパブリック・コメントを実施する。なお、パブリック・コメント中に東浦町役場1階ロビーにて、第3次環境基本計画を啓発するパネルを設置する。

2月8日（月）に第3回環境審議会の開催を予定している。第3回環境審議会では、第3次環境基本計画（案）及び環境基本計画実施計画（案）について説明後、環境審議会での答申をいただきたいと考えている。会議終了後、パブリック・コメントの公表を予定している。

3月上旬から下旬にかけて、基本計画及び計画概要版の製本、印刷を行い、3月下旬ごろ新計画の製本版・概要版を委員の皆様へ送付を予定している。

会 長： 事務局から説明があったが、質問・ご意見はあるか。

次に、議題（2）について、令和2年9月28日付けで、町長より東浦町環境審議会へ「東浦町一般廃棄物処理基本計画」の諮問があったことを報告する。諮問内容については、配布した「東浦町一般廃棄物処理基本計画諮問書の写し」のとおりである。

それでは、次第2の議題（2）について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 「東浦町一般廃棄物処理基本計画（案）」について説明する。説明は、本日配布した東浦町ごみ処理基本計画改正の概要を用いて説明する。

計画策定の目的は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正処理を行うため、東浦町が区域内の一般廃棄物処理に関する事項を定めた計画を策定する。この計画には、廃棄物処理法により定めなくてはならない項目があり、東浦町一般廃棄物処理基本計画（案）のp1に掲載した、「一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み」「一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項」「分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別

の区分」「一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項」「一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項」「その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項」の6つの事項を計画に定めることになっており、第2章の第3節に記載している。

また、本計画は様々な社会情勢や循環型社会の形成に係る町の一般廃棄物処理における責任の重要性も鑑み、ごみの排出の抑制及びごみ発生から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるための基本事項を定める。

計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とするが、社会情勢や本計画の進捗状況などを考慮した上で、計画の推進に支障をきたす事項が認められる場合においては、適宜計画の内容の見直しを行う。

次に、改正前と改正後の変更点について説明する。第1章は、計画策定の基本的事項を定めており、変更点は計画策定の基本事項を集約し、本計画の法的根拠のみの記載であったが、計画策定の必要性を記載した。

次に、第2章のごみ処理基本計画の変更点について説明する。いままで第2章第1節に記載していた計画地域の特性を、第1章に第4節を設け記載変更した。第2節には、関係法令の動向を記載していたが、第1章で明確化したため、削除した。新しく第2章第1節のタイトルを本計画の最大の目標であるごみの減量化という文言を追加し、それに向けた変遷を記載した。第2章第2節のごみの収集及び処理に関する現状と課題については、標記を整理した。第2節の4のごみの組成割合は、令和元年度に行った組成調査の結果を記載し、6のごみ減量に対する住民意識では、令和元年度に行った「東浦町の環境を守る基本計画住民アンケート」の結果を抜粋し記載した。なお、いままで、第2章でし尿・浄化槽汚泥の収集及び処理の状況を記載していたが、生活排水基本計画に記載したので、削除した。第3節のごみ処理基本計画の2ごみの発生量及び処理量の見込みは、第6次東浦町総合計画の目標年度に合わせ、わかりやすい目標値を設定した。第3節の3ごみの排出抑制のための方策に関する事項には、家庭系可燃ごみ処理有料化について記載した。第3節の5ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項は、現行の収集運搬、中間処理、最終処分を基本とし、それぞれの変更事項を追記した。第3節の6ごみ処理施設の整備に関する事項は、東部知多クリーンセンター（エコリ）の概要を記載した。先ほど説明した廃棄物処理法で定めなければならない事項は、この3節に記載している。

本計画の今後の予定については、11月に行政経営会議、12月

に全員協議会に報告し、12月22日（火）から1月21日（木）の期間でパブリック・コメントを実施する。その後2月8日の第3回環境審議会で答申をいただき、答申後本計画は、法律で公表が義務付けられているため、3月に公表を行う予定である。

会 長： 事務局から説明があったが、質問・ご意見はあるか。

委 員： 本計画において、ごみの減量、資源の回収は2大テーマである。p16の住民アンケート調査結果にあるように、住民の約7割がごみの減量に、8割以上がごみの分別・リサイクルに取り組んでおり、既にある高い意識をさらに高めるのは大変なことである。

今後、収集や分別の仕組み・システムを大胆に変えなければ、次のステージには行かないのではないか。例えば、p21にあるごみの区分のうち、今は可燃ごみに含まれている紙くずを、ミックスペーパーとして資源回収することも考えられる。

また、住民アンケート調査の自由意見にプラスチック容器包装の回収（現在はひと月に2回）の頻度を上げて欲しいという意見が多かったので、回数を増やしてはどうか。

災害ごみについて、新しいクリーンセンターではかなりの種類の災害ごみを受け入れることができることから、一部事務組合と協議の上、災害ごみに関する内容を計画に記載しておいてはどうか。

事 務 局： ごみの回収について、適切な回収の方法や回数はコスト面を踏まえつつ、ごみの組成調査の結果も活用して継続的に検討していきたい。

災害ごみについては、p26に記載するとともに、別途、災害廃棄物処理計画で位置付けている。

委 員： 紙くずは、シュレッダーにかけると資源として回収ができないのではないか。

また、酒の容器は、資源回収できないか。

レジ袋の有料化が始まったが、有料化していない店舗への指導などは可能なのか。

野菜くずを肥料として活用するなどを考えないのか。

不要品のリユースを推進する仕組みを構築することは考えていないか。

事務局： 紙くずは、シュレッダーにかけると資源としてリサイクルが難しい。

酒のパックなどは、内側のアルミ箔の部分を外さなければ資源回収が難しい。

レジ袋の有料化については、スーパーへ推進していきたい。一部、バイオマス使用 25%以上使用のポリ袋などは有料化の対象ではない。

野菜くずの活用については、段ボールコンポスト及びアスパの配布で堆肥化の取り組みを促している。

不要品のリユースについては、フリマアプリの活用等を今後検討していきたい。

委員： 食品ロス対策について位置付けるべきである。例えば、宴会の最初と最後に席に着いて食事をするといった‘東浦ルール’を普及させるなどはどうか。

近隣自治体では、庭木の手入れを行った際に出る剪定枝をチップにする機械を貸し出し、ごみの削減に貢献している。このような取り組みはどうか。

事務局： いずれの取り組みも東浦町でも行っているが、より積極的な周知が必要であると感じる。

会長： その他、全体を通しまして、委員の方で何かある方はいるか。

委員： すでに行っている具体的な取り組みについては、いずれの計画にも記載した方が良いのではないか。

委員： 全体の表記として和暦（西暦）というルールにしているが、成果指標の欄やグラフ等も同様に併記していただきたい。

事務局： 表記について、見やすくかつ具体的な事業等に関する記述を心掛けていきたい。

事務局： ご指摘、ご助言を踏まえて計画策定を進めたい。

パブリック・コメントまでの間に再度見直し、適宜修正をさせていただく。

事務局： 環境を守る基本計画について、取り組みの担い手として学校・保育園についても重要であると考え、ユネスコスクールについても計画に盛り込みたいと考えている。

SDGs の推進については、事業所への協力もお願いしたい。

会 長： 全体としてのご意見・ご質問はないか。

予定の時間が近づいてきたので、審議を終了する。委員の皆様には忙しい中ご出席いただき、長時間にわたり熱心にご審議いただき、感謝する。

これをもって、第 2 回東浦町環境審議会を閉会する。

次回は、令和 3 年 2 月 8 日の 9：30～の開催を予定している。